

別表第1 (第9条関係)

1 道場施設専用利用料

区	分	利 用 料					
		午前又は 午後	夜 間	全 日			
主道場	入場料が 無料の 場合	全体利用		12,560 円	22,620 円	47,740 円	
		4分の3利用		9,420 円	16,960 円	35,800 円	
		2分の1利用		6,280 円	11,300 円	23,860 円	
		4分の1利用		3,130 円	5,650 円	11,910 円	
	アマチュアスポーツ に利用する場合	入場料が 有料の 場合	平 日	全体 利用	37,700 円	47,760 円	123,160 円
				4分の3 利用	28,280 円	35,820 円	92,380 円
				2分の1 利用	18,850 円	23,880 円	61,580 円
				4分の1 利用	9,420 円	11,930 円	30,770 円
		祝日等	全体 利用	45,250 円	57,400 円	147,900 円	
			4分の3 利用	33,930 円	43,050 円	110,910 円	
			2分の1 利用	22,620 円	28,700 円	73,940 円	
			4分の1 利用	11,300 円	14,350 円	36,950 円	
	アマチュアスポーツ以外 に利用する場合	入場料が 無料の 場合	平 日	全体 利用	102,650 円	112,710 円	318,010 円
				4分の3 利用	77,000 円	84,530 円	238,530 円
				2分の1 利用	51,320 円	56,350 円	158,990 円
				4分の1 利用	25,650 円	28,170 円	79,470 円
			祝日等	全体 利用	123,200 円	135,350 円	381,750 円
				4分の3 利用	92,400 円	101,500 円	286,300 円
				2分の1 利用	61,600 円	67,660 円	190,860 円
				4分の1 利用	30,800 円	33,830 円	95,430 円
		入場料が 有料の 場合	平 日	全体 利用	256,860 円	266,920 円	780,640 円
				4分の3 利用	192,650 円	200,200 円	585,500 円
				2分の1 利用	128,430 円	133,450 円	390,310 円
				4分の1 利用	64,210 円	66,720 円	195,140 円
祝日等			全体 利用	308,300 円	320,350 円	936,880 円	
			4分の3 利用	231,200 円	240,310 円	702,710 円	
			2分の1 利用	154,200 円	160,170 円	468,570 円	
			4分の1 利用	77,100 円	80,130 円	234,330 円	
柔道場又は 剣道場	入場料が 無料の 場合	全体利用		4,700 円	7,220 円	16,620 円	
		3分の2利用		3,130 円	4,810 円	11,070 円	
		3分の1利用		1,560 円	2,400 円	5,520 円	
	入場料が 有料の	平 日	全体 利用		14,130 円	16,650 円	44,910 円

		場合		3分の2利用	9,420円	11,100円	29,940円
				3分の1利用	4,700円	5,550円	14,950円
			祝日等	全体利用	16,960円	20,000円	53,920円
				3分の2利用	11,300円	13,400円	36,000円
				3分の1利用	5,650円	6,700円	18,000円
			アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場料が無料の場合	平日	全体利用	7,220円
	3分の2利用	4,810円				6,480円	16,100円
	3分の1利用	2,400円				3,230円	8,030円
	祝日等	全体利用			8,680円	11,720円	29,080円
		3分の2利用			5,850円	7,850円	19,550円
		3分の1利用			2,920円	3,970円	9,810円
	入場料が有料の場合	平日		全体利用	18,010円	20,520円	56,540円
				3分の2利用	12,030円	13,710円	37,770円
				3分の1利用	6,060円	6,900円	19,020円
		祝日等		全体利用	21,680円	24,710円	67,880円
				3分の2利用	14,450円	16,550円	45,450円
				3分の1利用	7,320円	8,370円	23,010円
	副道場	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料が無料の場合	全体利用		3,130円	5,650円
2分の1利用				1,560円	2,820円	5,940円	
入場料が有料の場合			平日	全体利用	9,420円	11,930円	30,770円
				2分の1利用	4,700円	5,960円	15,360円
			祝日等	全体利用	11,300円	14,350円	36,950円
				2分の1利用	5,650円	7,220円	18,520円
アマチュアスポーツ以外に利用する場合		入場料が無料の場合	平日	全体利用	3,350円	5,850円	12,550円
				2分の1利用	1,660円	2,920円	6,240円
			祝日等	全体利用	4,080円	7,110円	15,270円
				2分の1利用	2,080円	3,550円	7,710円
		入場料が有料の場合	平日	全体利用	8,370円	10,880円	27,620円
				2分の1利用	4,180円	5,430円	13,790円
			祝日等	全体利用	10,050円	13,080円	33,180円
				2分の1利用	5,020円	6,600円	16,640円

注1 この表において、「午前」とは午前9時から午後1時までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後5時から午後9時までをいう。

2 この表において、「平日」とは祝日等以外の日を、「祝日等」とは国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日をいう。

3 午前及び午後又は午後及び夜間を継続して専用利用する場合の利用料は、午前及び午後又は午後及び夜間の利用料の合計額とする。

4 利用者が商品の宣伝、展示、販売等営利を目的として専用利用する場合の利用料は、入場料徴収の有無にかかわらず、入場料が有料の場合に相当する額とする。

5 リハーサル、準備又は整理のために利用する場合の利用料は、入場料が無料の場合に相当する額とする。

6 午前、午後又は夜間に柔道場、剣道場又は副道場を時間を単位として専用利用する場合の利用料は、1時間までごとに、それぞれの区分の利用料の1時間当たりの額(100円未満切上げ)に相当する額とする。

7 休館日の午前、午後又は夜間に施設を専用利用する場合の利用料は、表中の額又は前項に定める額の110パーセント(100円未満切上げ)に相当する額とする。

8 午後9時から翌日の午前9時までの間に専用利用する場合の利用料は、1時間までごとに、次の表に定める額とする。

区 分		利 用 料
主道場	午後9時から翌日の午前6時まで	夜間の利用料の1時間当たりの額(10円未満切上げ)の 110パーセントに相当する額(10円未満切上げ)
	午前6時から午前9時まで	午前の利用料の1時間当たりの額(10円未満切上げ)の 110パーセントに相当する額(10円未満切上げ)
柔道場、剣道場及び副道場	午後9時から翌日の午前6時まで	夜間の1時間までごとの利用料の 110パーセントに相当する額(10円未満切上げ)
	午前6時から午前9時まで	午前の1時間までごとの利用料の 110パーセントに相当する額(10円未満切上げ)

2 会議室施設利用料

区 分	利用料(1時間までごとにつき)
大会議室(アマチュアスポーツ)	1,560 円
中会議室(アマチュアスポーツ)	830 円
小会議室(アマチュアスポーツ)	510 円
大会議室(アマチュアスポーツ以外)	4,580 円
中会議室(アマチュアスポーツ以外)	1,620 円
小会議室(アマチュアスポーツ以外)	1,010 円

3 道場施設及びトレーニング施設共同利用料

区 分		単 位	利用料	
小学校の児童、 中学校、高等学 校及び中等教 育学校の生徒 その他これら に類する者	主道場	1時間までごとにつき	50 円	
	柔道場	1時間までごとにつき	50 円	
	剣道場	1時間までごとにつき	50 円	
	副道場	1時間までごとにつき	50 円	
	トレーニング施設	トレーニング機器	1回につき	100 円
		一般体力測定	1回につき	510 円
		筋力系専門体力 測定	1回につき	1,560 円
		心肺系専門体力 測定	1回につき	3,130 円
15歳以上の者 (中学校、高等 学校及び中等 教育学校の生 徒その他これ らに類する者 を除く。)	主道場	1時間までごとにつき	100 円	
	柔道場	1時間までごとにつき	100 円	
	剣道場	1時間までごとにつき	100 円	
	副道場	1時間までごとにつき	100 円	
	トレーニング施設	トレーニング機器	1回につき	300 円
		一般体力測定	1回につき	1,030 円
		筋力系専門体力 測定	1回につき	1,560 円
		心肺系専門体力 測定	1回につき	3,130 円

注 トレーニング機器を利用する場合において、回数券を利用するときの利用料は、この表の規定にかかわらず、1人11回につき、この表に規定するトレーニング機器の利用料の額に10を乗じて得た額とする。

別表第2(第9条関係)

1 附属設備及び備品の利用料

番号	種類又は品目		単位	利用料
1	せり舞台		1基1日につき	3,350 円
2	バトン		1本1日につき	1,030 円
3	ホイスト		1組1日につき	1,030 円
4	音響設備	主道場	1式1日につき	2,080 円
		柔道場、剣道場、副道場		1,030 円
		大会議室		510 円
5	大型映像表示設備	(1) アマチュアスポーツ以外に主道場を利用する場合において、入場料が有料のとき又は営利を目的として利用するとき。	1式1時間までごとにつき	11,000 円
		(2) 主道場を利用する場合において、(1)に該当しないとき。	1式1時間までごとにつき	2,200 円
6	フォークリフト		1台1日につき	5,230 円
7	フロアシート		1本1日につき	510 円
8	コンポジットパネル		1枚1日につき	30 円
9	持込電気機器(イベント用配電盤利用時)		1キロワットまでごとにつき	200 円
10	いす(アマチュアスポーツ以外に主道場、柔道場、剣道場又は副道場を利用する場合において、入場料が有料のとき又は営利を目的として利用するとき。)		1脚1日につき	50 円

2 冷暖房設備の利用料

区分	利用料(1時間までごとにつき)
主道場	11,100 円
柔道場	720 円
剣道場	720 円
副道場	720 円